

協働推進ガイドライン改訂案に対する意見と対応について

企画部協働推進室

ご 意 見	対 応
<p>1 NPO に限らず、広く市民活動グループを協働の対象としてほしい。</p>	<p>県では、法人格の有無に関わらず、市民活動等を行う民間非営利組織（NPO）との協働の推進に努めており、このガイドラインでは「NPO=NPO 法人」という誤解を招かないよう次のとおり下線部分を加える。</p> <p>p10 第3段落から NPO は、<u>NPO 法人にとどまらず、広く</u>「特定のテーマに特化した活動を『有志』が『自発的』に行う団体であり、（以下略）」</p> <p>p21 Q1 の解説3行目後半から 営利目的ではなくその団体の使命・目的のために、自発的な社会的活動を継続して行う団体のことで、一般的には、<u>NPO 法人にとどまらず、広く</u>民間の非営利団体、その中でも住民が主体となり、世の中のためになる活動（社会貢献活動）を行っている団体を指します。</p>
<p>2 以前のものと比較して、全般的に内容が理解しやすくなった。</p>	
<p>3 p19「3 市町村における協働の推進」について 市町村職員の NPO への認識は、一般住民と同程度の知識と認識しかなく、協働や指定管理者制度の趣旨を理解していない職員も多い。NPO にとって市町村が一番身近な支援者であるよう、県からさらに指導し、市町村における NPO や協働等の意義等を明記し啓発に努め、対等に語れる環境を整えてほしい。</p>	<p>県では、県職員のみにとどまらず、市町村職員も対象とした研修会を開催するなど、広く行政職員の意識啓発に努めており、今後も力を入れていく予定としている。ガイドラインについては、p19「3 市町村における協働の推進」の項目 を次のように修正する。</p> <p>（旧）研修会等を開催し、NPO や協働に対する職員の意識啓発に努めます。</p> <p>（新）研修会等を開催し、<u>市町村における NPO や協働の意義、重要性やメリット等について説明し、</u>NPO や協働に対する職員の意識啓発に努めます。</p>
<p>4 p19「3 市町村における協働の推進」について 市町村の対応に不備があった場合の県の対応を明記してほしい。</p>	<p>市町村における協働の推進のため、NPO の意見を市町村に伝える等、今後も協力を努めることとしており、p19「3 市町村における協働の推進」 を次のとおり修正する。</p> <p>（旧）市町村における協働推進を支援し、情報提供を行います。</p> <p>（新）市町村に NPO の声を伝えるとともに、情報提供に努め、市町村における協働推進を支援します。</p>
<p>5 p18「(2) NPO との協力関係の構築」 東部地区は協働推進室のみか？その他に窓口を設けてできる限り細やかな対応ができないか。</p>	<p>p12 の NPO 情報入手窓口及び p18 の「(2) NPO との協力関係の構築」の NPO 対応等部署として、平成18年4月から東部総合事務所及び八頭総合事務所を追加する。（4月以降、窓口が設置されることに伴うもの）</p>
<p>6 p22「Q4 ボランティアとは？」について 「なお、『ボランティア=人手』という考えがありますがこれは誤りです。」の文章表現が少し気になる</p>	<p>誤解を招く表現であるため、「『ボランティア=人手』という考えがありますがこれは誤りです。」の部分削除する。</p>